

介護職員等による たんの吸引等の実施のための研修

参加のご案内



日本慢性期医療協会

JAPAN ASSOCIATION OF MEDICAL AND CARE FACILITIES

1. 目的

当日本慢性期医療協会は、他の医療・介護団体に先駆けて「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修」を開催いたします。介護職員等によるたんの吸引等は、介護現場におけるニーズ、とくに特養において喀痰吸引を必要とする利用者が多く入所しているという状況などから、やむを得ない行為として、一定の要件の下に認められてきました。この運用が平成 23 年の社会福祉士法及び介護福祉士法の一部改正によって法制面に位置付けられたことから、当協会では病院団体としての特性を活かし、たんの吸引等をより適切に実施できる介護職員等を養成してまいります。

たんの吸引等の行為を適切に実施することができる介護職員等の養成は、慢性期医療の質の向上を目指す日本慢性期医療協会の使命です！

新カリキュラムの養成課程を経た平成 27 年度以降の介護福祉士国家試験合格者については、資格の取得により、たんの吸引等を実施できることとされており、看護職における認定看護師や特定看護師と同様に、より専門性の高い上級の介護職として評価されていくと予測されます。すでに介護福祉士の資格をお持ちの方や介護職員として現場で活躍されている方におかれましては、是非本研修を受講いただき、さらにチーム医療の可能性を広げていきましょう！

2. 日慢協のたんの吸引等研修の特色

* 病院団体が主催する全国初のたんの吸引等研修！

「慢性期医療認定講座」や「医療介護福祉士認定講座」などの研修を開催してきた実績に基づき、慢性期医療を熟知したレベルの高い講師陣を擁しています。

* たんの吸引等の行為の習熟をとおして慢性期医療のレベルアップを目指す！

病院団体主催の研修の特色として、当協会では、たんの吸引等の行為の習熟をとおして慢性期医療の知識と技術のレベルアップを目指し、看護師等との連携を深めていきます。

* 医療機関に勤務する介護職員等も受講可能！

本研修を修了した介護職員等が新たに身に付けた技術を生かして活躍できる場合は、特養や老健などの介護関係施設や障害者支援施設ですが、当協会では、将来的には医療機関にもその活躍の場が広がっていくことを期待しています。

* 基本研修と実地研修指導者研修をセットで開催！

実地研修は、一定の研修を修了した指導者の下で実施されなければなりません。当協会では会員施設を対象として実地研修指導者研修を開催し、受講者が勤務する施設での実地研修をサポートいたします。是非ともこの機会に当協会にご入会下さい。

* 全国を対象に定員は 100 名！

各都道府県における研修は都道府県ごとに比較的小規模で開催されておりますが、当協会では定員を 100 名としております。全国からの受講生が参加しますので、慢性期医療に携わる仲間と出会うことができる絶好のチャンスとなっております。

3. 研修対象とするたんの吸引等

不特定多数の者を対象とし、実施できる特定の範囲が以下のもの

口腔内の喀痰吸引、 鼻腔内の喀痰吸引、 気管カニューレ内部の喀痰吸引、
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、 経鼻経管栄養

「不特定多数の者」とは、複数の利用者に介護職員が医療的ケアを実施する場合をいう。

気管カニューレ内部の喀痰吸引と 経鼻経管栄養については、実施体制等を確認の上、選択して実施して下さい。

4. 研修内容

基本研修：講義 50 時間 + 筆記試験 + シミュレーター演習

実地研修：原則として、受講者が現在勤務している自施設または同一・関連法人内の施設において実施。

5. 研修対象者

病院、介護老人福祉施設（特養） 介護老人保健施設（老健） 有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設等、訪問介護事業者等に就業している介護職員等（介護福祉士を含む）を対象とする。

原則として、就業している事業所もしくは同一・関連法人の施設が登録特定行為事業者として登録申請している、または登録申請を行う予定であること。

現在勤務している事業所の施設長が推薦した者であること。

全課程出席可能であること。（欠席の補講はありません。遅刻・早退も不可）

原則として、現在勤務している施設または同一・関連法人内の施設に指導看護師（指導者研修修了者）がおり、実地研修を実施することができること。

厚生労働省や各都道府県等による指導者講習修了者の指導の下に実地研修を行う（指導者は医師、保健師、助産師、正看護師に限る）

上記の指導者研修を修了した指導看護師等がない場合は、当協会が7月6日(土)に実施する「指導者養成研修」(当協会会員施設が対象)を修了することにより、所属施設または同一・関連法人内の施設における実地研修が可能となります。

平成24年3月末において既に一定の要件の下でたんの吸引等を行っている経過措置対象者が、特定行為業務従事者の認定を受けている場合には、あらためて本研修を受講しなくても、認定を受けた範囲で引き続きたんの吸引等を実施することができます。

本研修を修了した介護職員等が都道府県の**従事者認定**の登録を受け、たんの吸引等を行うためには、所属している下記施設等が**登録事業者**となる必要があります。

介護関係施設：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等

障害者支援施設等：通所施設及びケアホーム、障害児（者）施設等

在宅：訪問介護、重度訪問介護（移動中や外出先を含む）等

特別支援学校

注意！医療療養病床や介護療養型医療施設も含めて、医療機関では介護職員等がたんの吸引等の行為を実務として行うことはできません。

6. 研修日程・会場（予定）

日 程：平成25年7月13日（土）～21日（日） 9日間

会 場：東京研修センター（日本慢性期医療協会併設）

〒162-0067 東京都新宿区富久町 11-5 シャトレ市ヶ谷 2階

TEL.03-3355-5677 FAX.03-3355-3122 <http://www.tky-kensyu.jp/>

		月 日	時間（予定）	研修内容
講 義	1日目	7月13日（土）	13：00～18：40	人間と社会 保健医療制度とチーム医療 清潔保持と感染予防
	2日目	7月14日（日）	9：00～18：30	安全な療養生活 健康状態の把握
	3日目	7月15日（月）	9：00～17：30	高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」概論
	4日目	7月16日（火）	9：00～18：30	高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」概論 高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」実施手順解説
	5日目	7月17日（水）	9：00～19：00	高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」実施手順解説 高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論
	6日目	7月18日（木）	9：00～17：00	高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論
	7日目	7月19日（金）	9：00～17：20	高齢者及び障害児・者の「経管栄養」実施手順解説
筆記試験	8日目	7月20日（土）	10：00～11：00 筆記試験 13：00～13：30 採点結果発表・オリエンテーション	その後18：10まで演習
演 習	9日目	7月21日（日）	9：00～終了まで（16：00頃を目処）シミュレーター演習 グループに分かれ、ローテーションで実施	

7. 募集定員 100名

8. 申込締切 平成25年6月13日（木）

9. 受講料 受講タイプによって受講料は異なります。
いずれの場合も、テキスト代、施設賠償責任保険料、消費税込み。

[当協会会員施設からの参加]

受講タイプ	受講研修の組み合わせ	受講料
A	基本研修 + 自施設もしくは同一・関連法人の施設で実習を行う場合	80,000 円
B	基本研修 + 当協会が紹介する施設で実習を行う場合	160,000 円

[当協会会員以外の施設からの参加]

受講タイプ	受講研修の組み合わせ	受講料
C	基本研修 + 自施設もしくは同一・関連法人の施設で実習を行う場合	120,000 円
D	基本研修 + 当協会が紹介する施設で実習を行う場合	200,000 円

10. 実地研修について 実地研修は下記の施設で実施することができます。

病院（介護療養型医療施設に限る）、介護保険施設、グループホーム、有料老人ホーム、障害者（児）施設等

医療機関では介護療養型医療施設に限り、実地研修を行うことができます。

所属施設または同一・関連法人内の施設において実地研修を行う場合、基本研修の終了後、実地研修前に、「実地研修体制確認シート」と「実地研修実施機関承諾書」の提出をお願いいたします。

受講者の所属施設または同一・関連法人内に上記の施設が設置されていないなど、実地研修施設を確保できない場合は、基本研修終了後、当協会から実地研修施設をご紹介いたします。

実地研修の体制について

1 実地研修では、指導看護師等の指導の下、下記の行為を実施します。

行 為		実施回数
たんの吸引	口腔内吸引	10回以上
	鼻腔内吸引	20回以上
	気管カニューレ内部	20回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろう	20回以上
	経鼻経管栄養	20回以上

2 実施施設において、以下の要件を満たしていることが必要です。

- (ア) 対象者本人とその家族が実地研修の実施に協力できること。
- (イ) 医療、介護等の関係者による連携体制があること。
- (ウ) 実地研修を受ける介護職員等を受け入れる際、実地研修の場において介護職員等を指導する医師又は指導看護師について、介護職員等数名につき、1人以上の配置が可能であること。
- (エ) 有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設等においては、常勤の看護師の配置又は医療連携体制加算をとっていること。
- (オ) 過去5年以内に、都道府県から介護保険法第91条の2に基づく勧告、命令及び第92条に基づく指定の効力の停止（障害者自立支援法、児童福祉法等による同様の勧告等を含む。）を受けたことがないこと。
- (カ) たんの吸引及び経管栄養の対象者が適当数入所又はサービスを利用していること。
- (キ) 施設又は事業者の責任者及び職員が実地研修の実施に協力できること

11. 指導者養成研修について

受講者の所属施設または同一・関連法人内の施設における実地研修は、指導看護師（指導者研修修了者）の指導に基づいて実施する必要があります。**実地研修の指導にあたる看護師等が厚生労働省や都道府県による指導者研修を修了していない場合は、当協会が開催する下記の「指導者養成研修」を必ず受講して下さい。**

日 時：平成25年7月6日（土）9：00～17：45
 会 場：東京研修センター（日本慢性期医療協会併設）
 参加費：無料
 参加対象：日本慢性期医療協会会員施設に勤務する医師、保健師、助産師、正看護師

指導者養成研修のみの参加はできません。

指導者養成研修カリキュラム（予定）

時 間	研修内容
8：30～	開場・受講者受付
9：00～9：05	開講式
9：05～9：45	講義1 介護職員等によるたんの吸引等の実施について（40分） ・制度の概要
9：45～10：25	講義2 介護職員等によるたんの吸引等の研修カリキュラムについて（40分） ・研修カリキュラムと研修テキスト概説
10：45～11：35	講義3 たんの吸引のケアの実施について（講義50分） ・「たんの吸引が必要な利用者のケアに関する知識、技術」における指導上のポイント ・「たんの吸引の指導・評価」の手順
11：35～12：25	講義4 経管栄養のケアの実施について（講義50分） ・「経管栄養が必要な利用者のケアに関する知識、技術」における指導上のポイント ・「経管栄養の指導・評価」の手順
13：25～16：05	講義5 たんの吸引のケア実施について（演習70分） ・「たんの吸引が必要な利用者のケアに関する知識、技術」の確認 ・「たんの吸引の指導、評価」の実際 ・「人工呼吸器」の紹介と指導の際の留意点（10分）
	講義6 経管栄養のケア実施について（演習70分） ・「経管栄養が必要な利用者のケアに関する知識、技術」の確認 ・「経管栄養の指導、評価」の実際 ・「AEDシミュレーター」の紹介と指導の際の留意点（10分）
16：15～16：55	講義7 安全管理体制とリスクマネジメントについて（40分） ・ヒヤリハット、アクシデント報告の意義と実際 ・事故発生の防止
16：55～17：35	講義8 施設、事業所における体制整備について（40分） ・ケア実施に必要な体制整備の概要と各職種の役割 ・体制整備の実際
17：35～17：45	修了証書交付（10分）

【企 画】日本慢性期医療協会 研修委員会

【問い合わせ先】日本慢性期医療協会

〒162-0067 東京都新宿区富久町 11-5 シャトレ市ヶ谷 2 階

TEL：03-3355-3120 FAX：03-3355-3122

E-mail：info@jamcf.jp ホームページ <http://jamcf.jp>